

○委員長（浜田昌良君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官村手聡君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（浜田昌良君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長増田寛也君外三名を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（浜田昌良君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（浜田昌良君） 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務大臣は、十一月十二日の所信的挨拶の中でこうおっしゃいました、「各府省によるEBPMの実践を後押しし、政府全体の政策評価の質を向上させていきます。」と。

政府は、EBPM、証拠に基づく政策立案の実践をうたう一方で、その証拠が改ざんされていたり、文書が作られていなかったりする事例があります。また、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である統計が不正に操作されてしまった事例もあります。

行政が国民から信頼を獲得するためには、統計等データが正しく、公文書が適切に作成、保存されること等が不可欠であると思いますが、大臣もそう思われますでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 証拠が改ざんされるということは全ての場にあつてはならないことでありますし、国民の信頼を損なうことは全て避けるべきであるというふうに考えております。

○吉川沙織君 この立法院においても同じことは言えると思うんですけども、特に行政は国民の

信頼があつてこそだと思えます。

総務大臣の所信的挨拶でも言及のあった公的統計基本計画の変更に当たり、統計委員会委員長はこのような談話を発表しました。新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況にあつても統計の重要性は変わらないこと、むしろ、困難の中にある今こそ、現下の正確な状況把握のために、国民共通の情報基盤である統計の必要性は更に高まっているとされています。

今、また新型コロナウイルスの感染拡大期にあります。だからこそ、日々の感染者数を始め、正確な数字や統計、とりわけ行政が発信する情報の確性、正確性は、意思決定の妥当性、有効性の検証の観点からも求められると思います。

そこで、これまで取り上げてきた幾つかの事例を例に見ていきたいと思えます。

児童虐待事案に関し、児童福祉法二十八条は、家庭裁判所による児童福祉施設への入所の承認等を規定しています。この家庭裁判所による保護者指導勧告の件数については、実は二つ調査が行われていました。一つが最高裁判所事務総局家庭局による調査、一つが厚生労働省の福祉行政報告例における調査となっておりますが、この二つの報告は、同じ対象を調査しているにもかかわらず、かなり、この同じ事象を捉えているにもかかわらず、大きな乖離が生じていました。

そこで、平成二十四年と、まあ年と年度の違いはあるんですけども、平成二十四年のそれぞれの件数について、厚労省、お答えください。

○政府参考人（村山誠君） お答え申し上げます。

委員御指摘の児童福祉法第二十八条第六項に定めます家庭裁判所によります保護者に対する指導についての勧告の件数に関し、お尋ねの平成二十四年度及び平成二十四年度でございますが、厚生労働省の福祉行政報告例では、平成二十四年度で五件、一方、最高裁判所で行っております調査では、平成二十四年、暦年で四十九件と、四十四件の乖離があったところでございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今厚労省から答弁いただきましたように、同じ調査対象です。確かに暦年と年度の違いはありますけれども、実に約十倍の開きがあるということは、これは私は、同一の事象を調査している二つの統計の件数に大幅な乖離が生じていること、これは何を意味するかといいますと、その統計に対する信頼性を大きく損なわせることになってしまいます。また、この統計を基に立案される施策や改正法案の正当性に疑義を生じさせることにもつながりかねません。

私は、立法府に身を置く議会人の一人として、このような状況を看過することはできませんでした。このような問題意識の下、平成三十一年四月

五日に、児童福祉法二十八条事件に係る保護者指導勧告の統計に関する質問主意書を出し、同十八日には再質問主意書を提出し、勧告の件数に両調査で乖離が生じていることを指摘するとともに、その乖離が生じる理由を質問しました。

この質問に対する両政府の答弁書では、両調査の調査方法等の違いが明らかではないため乖離が生じる理由が分からないということを確認するとともに、これを明らかにするために必要な対応を検討すると、これ再質問主意書の答弁の最後でそうお答えいただきました。

その後、政府においては必要な対応を検討していただいたかと思いますが、最高裁の調査と福祉行政報告例の間で勧告の件数に大幅な乖離が生じている理由は明らかになりましたでしょうか。

○政府参考人（村山誠君） お答え申し上げます。委員御指摘の乖離が生じた要因といたしましては、まず、件数を取りまとめる際の対象期間が、先ほど委員からも御指摘ございましたとおり、厚生労働省の福祉行政報告例は年度である一方、最高裁判所が行っている調査は暦年であることがございます。

次に、保護者に対する指導に関する勧告件数に関しまして、福祉行政報告例は法の規定による承認の審判について当該年度に確定したものを計上していたのに対しまして、最高裁判所が行ってい

る調査は承認の審判につきまして当該年になされたものが計上されており、例えば、承認の審判がなされたものの、不服申立てがなされ確定していない場合などの取扱いが両調査で異なっているといることがございます。

さらに、この乖離について検証する過程で、少なくとも平成三十年分の福祉行政報告例につきましては、都道府県等からの報告漏れや報告誤りがあることが確認をされたところでございます。

これら報告漏れ、報告誤りに関しましては、訂正の上、本年の八月六日に、政府統計のポータルサイト、いわゆる e-Stat に掲載させていただきましたところでございますが、この場をお借りいたしまして、統計誤りに関しまして深くお詫びする次第でございます。

○吉川沙織君 今厚労省から、暦年と年度の違い、それから最高裁と厚労省における計上の在り方の違い、そして、残念ながら都道府県からの報告漏れ、この三点が挙げられたかと思えます。

乖離が生じている理由として考えられるものが期間の違い以外にもあったということですが、今答弁ありましたけれども、平成三十年、平成三十年度分の調査については、この暦年と年度の違いだけでその乖離の件数が埋められたという理解で合いますでしょうか。

○政府参考人（村山誠君） お答え申し上げます。

平成三十年度及び平成三十年に関しても報告誤り、報告漏れ等があったところがございますが、この点に関しては、先ほど申し上げましたように、訂正の上、e-Statの方に掲載させていただいていることとございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今回分析することができた調査は、今答弁もありましたように平成三十年と三十年度の分のものであつて、それ以前の調査については分析ができていないことだと思えます。したがつて、最終的に、例えば平成二十四年から十倍ぐらい最高裁と厚労省の調査で差があつたわけですが、その乖離が生じる理由は確定的ではないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(村山誠君) お答え申し上げます。ただいま吉川委員から御指摘のあつたとおりでございます。文書の保存年限等の関係で、平成二十四年度及び平成二十四年の乖離につきましては十分な要因の解明ができておりません。申し訳ございません。

以上でございます。

○吉川沙織君 調査が年単位か年度単位かという調査期間の違い以外の理由によって乖離が生じているとするならば、この福祉行政報告例というのは、統計法に定める基幹統計調査と一般統計調査がありますけれども、厚労省のこの福祉行政報告例

は一般統計調査です。この信頼性がある意味損なわれかねない事態かと思えますが、総務省、見解あればお願いします。

○政府参考人(吉開正治郎君) 今先生から御指摘ありましたとおり、公的統計につきましても、その正確性ですとか信頼性の確保が非常に重要でございます。

福祉行政報告例に関しまして、乖離と申しますか、数字に疑問が呈されているということであれば、調査を実施する厚労省におきまして、その原因、理由につきましてしっかり調査をしていただき、当調査を活用するユーザーに対して丁寧な説明を行っていただきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 令和元年と年度の調査結果、この福祉行政報告例と最高裁による調査の結果は、これまで公表されていませんけれども、今回の事案を踏まえて、調査期間の違い以外の要因で乖離が、件数が差が生じることがないよう、最高裁と厚生労働省とが協力して手だてを講じて改善すべきではないかと考えますが、厚労省の見解を伺います。

○政府参考人(村山誠君) お答え申し上げます。児童福祉法第二十八条に基づきます家庭裁判所による保護者への指導を勧告した件数につきまして、ただいま御指摘ございましたように、厚生労働省の福祉行政報告例での調査内容は最高裁判所

が行っている調査の内容と重複していたということとでございます。

記入者である地方公共団体の負担軽減の観点から、福祉行政報告例の平成元年度調査より関連する調査項目を削除し、今後の児童福祉行政の企画立案に当たりましては最高裁判所の調査結果を用いることといたしております。

また、最高裁判所が行っている調査との乖離を検証する過程で確認されました報告誤りや報告漏れの再発を防止するために、都道府県担当者会議の場等あらゆる機会を活用しまして適切な報告を行っていただけるよう周知してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○吉川沙織君 福祉行政報告例の方は、都道府県にいろいろ確認をいただいて、過去まで遡って調べていただいたと承知しております。一方で、最高裁の方は、平成二十九年以前のものは、統計用に資料を保存しているわけではないため破棄をしているとも伺いました。

すぐ破棄をされてしまう最高裁の資料を基に積み上げていった場合、仮に過去何か問題があつたときに振り返ろうとしたら、その統計の基礎となるデータがないという事態も考えられなくはないんですけれども、その点、大丈夫でしょうか。

○政府参考人(村山誠君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、統計調査、極めて重要であるということの認識に立ちまして、今後とも、最高裁判所事務総局と緊密な連携の下、しっかりとそのバックデータの保管等についても意見交換してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○吉川沙織君 去年、二回主意書を提出して、再質問主意書の答弁の最後のところにしつかり検討していくと答弁をいただいて、そこから、厚労省としてこれだけの乖離があったことを疑問に思われていた過去の担当者もおいでだったと思います。これを機に改善をいただいたこと自体は多としたいと思えますけれども、ただ一方で、厚労省の方の調査をやめて最高裁の方の調査を、もちろん都道府県の負担軽減もありますけれども、それを採用するときに、最高裁がどうやって調査をしているのか、厚労省の方では十分に把握もできかねるところもあるでしょうし、そこは注意して見ていきたいと思います。

今厚労省の方からも都道府県の負担という話がありましたので、その意味で総務省に伺います。本件で両調査に大幅な乖離が生じている要因の一つに、都道府県からの報告漏れというのがありました。地方団体の立場からすれば、抱えている様々な業務に追われている中で余裕がないというのが実態ではないでしょうか。特に本件について

は、先ほど厚労省からも答弁ありましたように、最高裁調査と福祉行政報告例による調査が重複して行われて、しかも調査期間が異なるため誤りを誘発しやすかったのではないかと思います。

両調査は、統計を取る目的、調査の主体が司法と行政で相違はありますけれども、これはあくまで国側の都合です。両調査にそれぞれ対応しなければいけない地方団体の負担は常に考慮しなければなりません。これは民間団体に求める場合も同じです。

統計の信頼性を高めるためには、当然、計数が正確に把握され、報告されることが前提ですが、国においては、そのことを地方団体や民間に一方的に求めるだけではなく、それを可能とする環境を積極的に整備することが必要だと思います。

統計法では、基幹統計調査及び一般統計調査の総務大臣の承認に当たっては、「他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。」が求められています。ただ、総務大臣が合理的と認めているものと地方団体や民間が重複に負担感を覚えているもの間には相当距離感があるんじゃないかと思えます。

調査を担う地方団体や民間が実際にはどのような負担感を受け止めているか調査すべきじゃないでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） 今先生から御指

摘ありましたとおり、統計調査におきまして地方公共団体や民間企業に過度な負担を強いることは、調査の協力意識の低下をもたらしますし、ひいては結果精度にも影響を及ぼすこととなります。

そのため、公的統計基本計画におきましては、統計作成に関する報告者の負担等の声、提案でございますね、これを経常的に募集することとされており、これを定期的な募集することとされ方策につきまして、関係府省と検討の上、統計委員会に報告するとともに公表しております。さらに、これらの対応方策につきましては、統計委員会を中心とした対応状況のフォローアップを実施しているところでございます。

○吉川沙織君 平成二十九年五月十二日には、これ、民間企業を対象に重複感、負担感調査というのをやっているんですけど、地方団体に対してはおやりになりませんか。

○政府参考人（吉開正治郎君） お答えいたします。

先ほど先生から御指摘ありましたとおり、統計調査を新規に実施するあるいは変更する場合は、統計法に基づきまして、総務省から承認、審査を行うこととしております。

特に基幹統計調査につきましては統計委員会の諮問、答申を経ることになっておりますけれども、このうち、調査の中に地方公共団体が行う事務が

ある場合は、同委員会の部会審議において必ず都道府県の参加を求めているところをごさいます。こういった形で地方公共団体及び民間の御意見も踏まえて審議を行っているところをごさいます。

○吉川沙織君 地方団体、民間の負担を極力減らしていく観点から、こういった調査項目が重複をしているというのを把握した上で統廃合というのもやっていってもいいんじゃないかと思うんですけど、可能な限りで、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉開正治郎君） 先ほど先生から御指摘ありましたとおり、承認、審査に当たっては、ほかの統計調査との重複が合理的な範囲を超えていないかどうかという視点から審査を行っているところをごさいますけれども、今御説明申し上げましたとおり、審議におきましては都道府県の参加を求めているほか、民間企業につきましても、案件によりまして、その関連する業界の関係者に審議に御参加していただいておりますところをごさいます。

総務省といたしましては、引き続き、地方公共団体ですとか民間企業の負担に配慮し、その軽減に資する取組を行ってまいり所存でございます。

○吉川沙織君 実際に、重複があつて誤りを誘発した事例が実際にあつたわけですから、そこは不断にやってほしいと思います。

統計法に基づく統計に限らず、意思決定の基盤

施策の有効性検証の基礎となるデータの的確であつて正確であることも行政の信頼確保には不可欠であると思います。

令和二年八月二十六日の参議院災害対策特別委員会、私は、十二年間にわたり定期的に確認している同報系防災行政無線の整備率について質疑を行いました。

これ何かといいますと、一般に総務省や消防庁が公表している実際の整備率、ただ、これというのは市町村合併の効果が入つたものです。A町とB町、それぞれになつたとしても、A町であれば市町村合併したC町では整備済団体として計上されてしまいますので、実際、市町村合併効果を抜いたものと公表されているものについては整備率にかなりの差がずっと出てきていました。それがこれまで平均して四%ぐらいだったのが、この前の八月二十六日の最新の答弁では、四%大体平均して実質と公表されているものの差があつたのが、二%まで縮まつていました。

その理由として、消防庁は、地方団体が自前で構築する同報系防災行政無線に加えて、コミュニティFMなど防災行政無線と同等の機能を果たし得るものについて整備率の計算に加えることとしたことが要因の一つになつている旨答弁しました。

同報系防災行政無線の特長というのは、同時一

斉に直接住民に情報を伝達することができるという点です。大雨や台風などでは屋外のスピーカーからの音声が届かぬという欠点はあるものの、それを他の伝達手段で補いながら、同報系防災行政無線の整備にこだわつて総務省消防庁は推進してきたはず。それは、同時一斉という特長に重きを置いてきたためではないでしょうか。

情報の伝達手段は複数用意することは確かに必要ですが、確認したいのは、統計の背後にある政策の連続性、これをどのように考えているかという点です。総務省消防庁は同等をどのように捉えているのでしょうか、それについて伺います。

○政府参考人（山口英樹君） お答えさせていただきます。

コミュニティFM等の情報伝達手段は、防災行政無線、同報系の防災行政無線と同様に、屋外スピーカーや屋内受信機を通じて同時一斉に住民へ防災情報を伝達できるものとなつており、屋内受信機は防災情報を受信すると自動で起動するものとなつております。

また、耐災害性の観点からも、無線のふくそうが発生する危険性や断線の危険性、停電への耐性等について、コミュニティFM等の情報伝達手段は防災行政無線と同程度の耐災害性を有しております、同報系防災行政無線と同等の機能を有していると考えております。

○吉川沙織君 今次長がおっしゃったのは同等の機能とみなすということであって、同等の意味ではありません。

防災行政無線というのは、こっちが何も準備していなくとも、もちろんスピーカーが水没したとか壊れたとかいうんなら別ですけども、強制的に耳に入ってくるのが防災行政無線です。でも、今おっしゃった自動起動するコミュニティFMだと、確かに自動起動する、そういう機能はあるかも分かりません。ただ、このコミュニティFMは、箱だけじゃ意味がありません、そこに乾電池が入っていないかったりコンセントが差さっていないかったりしたら、そういう意味では、同時一斉という意味ではちょっと足りないと思うんですけども、それでも同等と考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人（山口英樹君） お答えさせていただきます。

コミュニティFM等で行う場合に、屋内受信機につきましても自動起動できるようなものが開発をされてきております。委員御指摘のとおり、乾電池等が仮に寿命が来ているといった場合には起動しないといったこともあり得ますので、そういう意味では、乾電池の備蓄ですとか、そういったことも含めてしっかりとした対応を取っていただけのように市町村の方にはお願いをしていると

ころでございます。

○吉川沙織君 だから、同等の機能は有していたとしても、本当に同時一斉というのにこだわってこれまで十二年間聞き続けてきました。だから、それにこだわっているから同報系防災行政無線の整備を進めてきて、でも、一番新しい消防白書から急にこの整備率、公表している方の整備率に入れている項目を変えられているんですよ、ここに今答弁のあった同等の機能を有するとみなしているコミュニティFMとか。であれば、これ、政策を変えてしまったのかとか、その政策の後ろにある、何があるのかというのが私たちには見えづらくなってしまう。

ですから、これ、同報系防災行政無線の整備があくまで主軸だったはずです。コミュニティFMとかFM放送等はあくまでその補完ということであれば、整備率は、やっぱりこれまで公表していたのと同じ基準、同じ内容で公表して、FM放送等を含めた数値が参考値として捉える若しくは公表するというのが本来の筋ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（山口英樹君） お答えさせていただきます。

これまで消防庁では、住民への確実な災害情報伝達手段のため、市町村に対して同報系の防災行政無線の整備を推進してきたところでございます。

一方で、自営の無線網の構築には多額の費用を要するため、災害情報伝達手段の早期確保の観点から、比較的安価で同等の機能を有するコミュニティFM等の代替手段についても、十分な耐災害性等を有するよう所要の措置を講ずること等を要件に積極的に活用するよう平成二十八年に通知を发出し、緊急防災・減災事業債等の対象にもするなど、周知をしてきたところでございます。

御指摘の市町村の同報系防災行政無線に係る統計、公表数値につきましては、緊急時において屋外スピーカーや屋内受信機により住民へ確実に防災情報を伝達できる市町村の体制の構築状況について実態を把握し、公表しているものです。そういう観点からは、コミュニティFM等の代替設備も含めた整備状況の数値を把握し、公表することとしているものでございます。

委員の御指摘も踏まえまして、統計の継続性についても十分考慮してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 統計の継続性について考慮していないから指摘申し上げているわけで、そこはよく見ていたら、ああ、違うものが見えてくるだけ入ってかさ上げされているように見えているだけです。そこは誠実に説明をするということが私たち立法府の人間に対して、何より国民の皆様に対して誠実な数字の在り方、政策の連続性を見

る上でも大事かと思えますので、そこはこれからも引き続き問うていきたいと思えます。

そして、数字に限らず施策の基盤となる公的な文書が的確、正確であることも行政の信頼確保に不可欠であると思えます。

幼児教育、保育の無償化に係る内閣府令は、令和元年五月三十一日に公布されました。地方団体はこの内閣府令の条文を引用する形で条例を制定することになりますが、この内閣府令の条文に九十六か所もの誤りが発覚し、いわゆる官報正誤が行われました。仮に誤りのある条文を引用する条例を地方団体が制定した場合、その条例も不正確なものになってしまい、ひいては住民サービスに影響が生じるおそれもあります。

そこで、この件について、令和元年十月四日、幼児教育・保育の無償化に係る内閣府令の誤りに関する質問主意書、同十八日に再質問主意書、同三十日に第三回質問主意書、さらに、十一月二十五日の参議院行政監視委員会でもこの件、質疑申し上げます。

委員会では、内閣府令に誤りのある条文を引用する条例を制定した地方団体があるのか、内閣府として把握する責任があるんじゃないでしょうかと指摘し、いつまでに調査し、どのような対応を講じるのか問うたところ、当時の内閣府副大臣からは、条例の制定状況について地方団体に調査中

であるとの答弁ありましたけれども、その回答状況についてだけ内閣府に伺います。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

昨年十月から開始されました幼児教育、保育の無償化に関連いたしましたして、内閣府令等に多数の誤りがあり、自治体の方を始めとする関係者の皆様に御迷惑をお掛けいたしましたこと、改めておわび申し上げます。

委員が御指摘いただきました実態の調査でございますけれども、全ての市区町村を対象に、昨年の十月一日時点での条例の改正の状況の把握を行った調査でございます。

結果についてでございますけれども、全ての市区町村から御回答いただいたところでございますが、昨年の十月一日現在で、運営基準条例について府令の訂正内容を反映できていない自治体が二百二十一自治体ございまして、また、認可外施設に関する条例の方につきましては三自治体が反映できていないという状況であったということが把握できたところでございます。

○吉川沙織君 つまり、調査していただいた結果、府令の訂正内容を反映しなければいけない自治体が二百二十一団体も存在したということだと思います。

実際、このような地方団体が存在してしまっ

以上、条例の廃止、修正や条例案の撤回など、どのような対応がその後取られたか、把握されておられるようでしたら教えてください。

○政府参考人(藤原朋子君) お答え申し上げます。

まずもって、昨年の十一月八日の実態調査を发出了いたしました時点での通知の中でございますけれども、まずは今回の多数の誤りについておわびを申し上げるとともに、今回の府令の誤りによって、条例について改正ですとか公報への正誤の掲載など、手法としてはいろいろあり得るかと思えますけれども、自治体の御判断で御判断いただき、適切に措置を講じていただくようお願いの文章を發出しているところでございます。

その後のフォローアップについてというお尋ねでございます。各自治体へのフォローアップ調査については、実はこの春に実施を検討しておつたところなんですけれども、今般の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みて、現時点ではその自治体の負担も考えて調査を行うということとは見合わせているところでございます。

自治体におかれましては適切に御対応いただいているものと考えてはおりますけれども、今後の状況も見ながら、必要に応じてフォローアップといたしますか、確認といたしますか、そういったこともやっていきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君 国の内閣府令の誤りが地方団体の業務やそういったところに影響が出ているのは否めない事実だと思います。

これが生じた原因について、当時の内閣府副大臣に委員会で質疑申し上げましたところ、複層的なチェックをする体制が法令作成部局及び審査部局双方において十分でなかったことを挙げられました。これに対して、十分な確認ができる体制を準備して再発防止を徹底している旨答弁ありました。

このこと自体は多としたいと思うんですけども、この件に関しては、去年も申し上げました、業務量に比して人員が不足していることに根本的な問題があるように思われるんですけども、何か改善策講じられましたでしょうか。

○政府参考人（藤原朋子君） 昨年の委員会での質疑でも当方副大臣から申し上げましたけれども、府令の案の作成の段階におきまして複数段階での確認が不十分であったということを反省申し上げたところでございます。

そのため、内閣府といたしましては、法令作成部局とそれから審査を行う官房の審査部局の双方におきまして複層的なチェック体制を整備をし、府令の作成過程において十分な確認が行われるように再発防止を図っているところでございます。

○吉川沙織君 人員を増やしたんでしょうか。

○政府参考人（藤原朋子君） まず、私も法令作成部局の中で、実際の作成者以外の者による複層的なチェックを行う必要があるだろうということとで、子ども・子育て本部、当時は三名の体制で行っておりましたところを、様々、子ども・子育て本部の中の職員も動員いたしまして八名体制に体制を強化をしたり、それから、官房の方でも審査の体制を強化をいただいて、複層的なチェックが実際にできるように工夫をしているところでございます。

○吉川沙織君 今審議官から、三名で行っていたという御答弁がありました。本当に、この無償化のやつは前の総理が急におっしゃったことで、多分、担当部局には相当な負担、短い期間で作りに上げなければいけないという過重な負担があったかと思えます。

このチェック業務を行う人間を増やしたとしても、その方がそれまで行っていた業務はそのままでも更にチェック体制だけが上乗せされたということであれば、業務が単純に純増しただけです。人員を増やすことによって一人当たりの業務量が減っていないと、疲弊してまた同じようなことが起こりかねないということは指摘だけさせていたできたと思いますし、これらの負担、内閣府でもたくさん生じていますけど、実際、誤りのある府令を引用して直さなきゃいけない自治体が少なく

とも二百二十一発生してしまったということは、負担は全て地方団体に行ってしまったということにあります。政府にあって地方自治を守る立場にある総務省としても、また見解を求めていきたいと思えます。

行政の透明性確保のためには、統計等データ、政令などの公的文書が正確に作成されることの重要性は、これまでも申し上げましたとおり言うまでもありませんが、説明責任の観点からは公文書が正確、適切に作成、保存されることが不可欠です。

公文書管理に関しましては、六月五日の本会議質疑においても、検察庁法改正案や法解釈変更等に係る記録、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の議事録の問題を取り上げました。

検察官の定年延長に関する記録の作成について、法務大臣は、担当部局において鋭意作業中であるが、法案審査資料、関係省庁とのやり取りをした文書等の整理に時間を要していると答弁されましたが、当該記録の公表時期について、法務省、教えてください。

○政府参考人（保坂和人君） お尋ねの文書は、検察庁法改正案策定経緯文書ということでございますが、作成日付は本年七月二十二日でございます。この文書につきまして、法務省のウェブサイトに、ホームページに掲載して公表したのは本年十

月一日でございます。

○吉川沙織君 何でそんなに時間掛かったんですか。

○政府参考人（保坂和人君） 委員から本会議で御質問いただいたのが六月五日のことでございます。その当時、本文書について鋭意作成するというふうに御答弁させていただきましたが、文書の作成に当たりまして、法案審査資料、関係省庁とのやり取りをした文書などの関係文書につきまして分類、整理して確認をし、その上で経緯等の記載を行うという作業を行っておりましたものから、文書の作成を了したのが本年の七月二十二日になったということでございます。その上で、この文書につきましては、国会議員の先生方からお求めがあった場合にその写しを交付するということとしてまいりました。

他方、先ほどのホームページ、ウェブサイト上の公表の点につきましては、現在、私どもの法務省で法務・検察行政刷新会議というものを開催しておりますが、こちらで公文書の作成、管理、決裁のルールの内方などが議題となっております。当局におきまして、検察庁法改正案の経緯を御説明するに当たりまして先ほどの文書もお示したものですから、それを法務省のホームページに会議の資料として公表したということでございます。○吉川沙織君 まあ、やましいことがあると答弁

大概長くなるものですけれども。

この法案自体は三月の中旬に閣議決定して、私、質問申し上げたのは六月五日です。七月二十二日に確かに作りになられたんでしようけれども、説明されれば出しますよというんじや、これまでの法務省の文書管理の内方からすればちよつと物足りないかなと思いますし、何より、この検察庁法改正案策定経緯文書、令和二年七月二十二日、A4四枚で、何書いてあるかといったら、改正部分の概要、経緯、どんな文書があったかという、この紙面の大半を事実と文書のリストで占めた、たった四枚の、A4用紙、四枚です。ですから、これにこれだけの時間要したというのは、私、済みません、なかなか理解し難いんですけれども。政府は、財務省の公文書改ざんの事後、独立公文書管理監、公文書監察室、各府省公文書監理官の新設等を行うことにより公文書管理の適正確保に資すると何度も答弁されてきましたけれども、例えば今般の問題で、このような新設の機関、機能したんでしょうか。

例えば、今回の定年延長に係る経緯文書の作成に関して、法務省の公文書監理官って何やったんですか。

○政府参考人（保坂和人君） 先ほど御答弁しました経緯文書といいますのは、資料にクレジットも書いてございますように法務省刑事局において

作成をいたしました。この文書は、法務省の行政文書管理規則でいい主任文書管理者である刑事局長の指示に従って担当者が作成したものでございます。

先ほど法務省の公文書監理官についてお尋ねございましたが、法務省の文書管理規則上、総括文書管理官、公文書監理官の役割といいますのは、総括文書管理官、これ官房長でございますが、その職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うことにされております。先ほどの経緯文書も含めまして、個々の行政文書につきましては、先ほど申し上げました主任文書管理者である刑事局長等の指示に従って作成、保存したということでございます。

○吉川沙織君 公文書管理に関しては、先ほども申し上げましたとおり、財務省の事案等があって政府を挙げて公文書管理の適正の確保のための取組についてやってきたはずです。その中で、各府省に公文書監理官を平成三十一年度新設をする、ここが実質責任者と明記をされて、平成三十一年度からその取組はスタートをしています。事実、さつき審議官、答弁で法務・検察行政刷新会議のことおっしゃいましたので、私からも申し上げたいと思います。

十月一日のこの第五回会議では、この定年延長に係る経緯文書の作成の問題に関し、副座長はこ

うおっしゃっています。公文書監理官が「今回の件に関してどういう監査をして、どういう何か問題点があるという点を指摘しているのかということ、反省も踏まえて、何が問題点があつて、何が改善しないといけないかとかということ、やつぱりちゃんとやっているのかどうかを明らかにしていただかないと」と発言をされています。ですから、この法務・検察行政刷新会議の中でも副座長からこういう発言がなされているわけです。

今も保坂審議官答弁いただきましたけれども、文書管理規則、取扱規則に基づいて管理してきた旨答弁されていますけれども、未来志向で法務行政の透明化を図るという法務・検察行政刷新会議の検討課題からすれば、前提として、法務省公文書監理官が問題点を明らかにした上で今後は再発防止策を検討なさる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（保坂和人君） 今御指摘ございましたように、法務・検察行政刷新会議におきましては、各種各方面の有識者の方々に入っていただきまして、文書管理の在り方など、法務行政の透明化について未来志向で議論がなされており、委員から今御発言ございました、様々な御意見をいただいておりますのでございますが、その議論を踏まえた御提言あるいは御意見がその会議から出された際にはこれを真摯に受け止めて対応し

てまいりたいと思っておりますし、もとより公文書管理の在り方については不断の見直しが必要だと考えておりまして、より適切な運用となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 検察庁法改正案策定経緯文書は、先ほど答弁ございましたように、十月一日の第五回の、今おっしゃった法務・検察行政刷新会議の資料として配付されています。

この会議の議事録十ページにはこうあります。「議論をした経緯、意思決定の過程がやつぱり文書として残されていないと、公文書管理法の本来趣旨に合わないんじゃないか。」と発言された委員の方もいらつしやいます。七月二十二日に作成されたとされるこの文書は意思決定を本当に明らかにするものとは残念ながら言えないということが、その未来志向で議論する委員の方から御指摘がなされているということだと思えます。

去年十一月二十五日の行政監視委員会で、総務大臣はこう答弁なさいました。「各府省に審議官級の各府省CROが新設されたということによつて、新たな体制の下で公文書管理の徹底が図られることとなっております。このような状況でございますので、総務省としては、まだ始まったばかりの取組がございますから、当面これらの取組を注視していく考えでございます。」と前大臣は答弁なさいました。ただ、今申し上げたような、

実際に今般の事案において、これら新設された方々が機能したとは言いがたい。

公文書管理法の趣旨のつとめたものか、政府の第三者的な立場から評価を行う総務省行政評価局が過去の調査のフォローアップと更なる調査を行うことを期待したいのでございますが、総務大臣、御所見あればお伺いします。なければ結構です。

○国務大臣（武田良太君） 各府省におきまして公文書管理が適切になされるよう、内閣府を中心に公文書管理のチェック体制の整備、研修の充実等の総合的な実施を推進しているところと承知しております。総務省としても適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 公文書管理の在り方は、本当に、法の趣旨にのつとれば、第四条は文書主義の原則を定めていますし、軽微なもの以外は本当に全て残すとするのがその法の定めた趣旨でございます。これからも国民から行政が信頼を得ようと思えば、適宜適切な情報発信も大事ですが、統計等データの在り方、正確、適切に保存された公文書というものが必須だと思いますので、是非これからも指摘をしていきたいと思っております。

行政が信頼獲得するためにはこれらのことも大事ですけれども、総理始め各府省庁の大臣が適切な情報発信を行っていたことも大事だと思

ます。

総務大臣は、十一月二十日の閣議後記者会見において、携帯電話料金値下げについて記者から問われた際、羊頭狗肉という言葉を用いてお答えになりましたが、この羊頭狗肉の意味って何でしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 見かけだけが立派で実質が伴わないことの表現だと私は理解しております。

○吉川沙織君 真意でおっしゃったんでしょうか。
○国務大臣（武田良太君） 別に冗談で言ったわけじゃなくて、ただ、私の表現としては、羊頭狗肉というのが適切かどうかは別にしているという言い方をさせていただきます。

○吉川沙織君 確かに、適切かどうかは別にしてと御発言なさっています。ただ、この羊頭狗肉というのは、場合によっては見かけと実質が伴わないことの例え、立派なものをおとりに使い、実際は粗悪なものを売る例えとする表現もあります。そういう解説もあります。

粗悪サービスに値段を付けているわけではありません。粗悪サービスを提供しているかのごとく用語使用は、私は避けるべきだと思います。良質なネットワークを提供するために日々現場で努力を続けていますし、通信事業は日々の保守、運用があつてこそその提供であつて、大臣も前任は防

災担当大臣であられましたけれども、災害時のときはなお一層その努力をいたします。

十一月十二日の所信的挨拶で、大臣は、携帯電話料金に關し、「事業者間の競争が働く環境づくりを行います。」と発言なさいました。

これまでの総務省の施策、例えば新規参入の促進や法改正に基づく事業者乗換えの円滑化等を進めてきました。大事なものは、市場での競争を通じて引き下がっていくことではないかと思いますが、これは認識合いますね。

○国務大臣（武田良太君） 常日頃、公正な市場競争の環境をつくるということを私は申し述べております。

○吉川沙織君 平成三十年十月十六日の日本経済新聞に、個別の事業者が決める料金について、政府が過度に発言することは自由経済の原則に反し、市場メカニズムを阻害するのではないかとの指摘があります。

そこで、携帯電話に係る料金規制の経緯について、御存じでしたら教えてください。

○国務大臣（武田良太君） 携帯電話料金、平成八年十二月、届出制、平成十六年四月、事前規制を撤廃いたしました。

○吉川沙織君 昭和六十年に事前認可制、平成八年にそれが届出制に移行、平成十六年には全ての事前規制が撤廃をされました。十一月二十日の大

臣の発言は、ややもすると、これらの流れに逆行するような印象を与えかねない側面があつたということは否定できない側面だと思います。

同日の会見では、料金の低廉化に向け、事業者の協力を求めただけではなく、利用者自身が料金の見直しをする努力をお求めになったものと私は思っています。

大手事業者は、相当のコストを掛け、全国をカバーする最新のネットワークと店舗網を維持し、充実したサービスとサポートを提供してきており、まず必要なのは、消費者がニーズに応じた事業者、プランを適切、適正な料金負担で享受できるようにしっかりとした統計等データに基づいて継続的にモニタリングを行うことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（武田良太君） 先日の記者会見で、徹底したデータというものを我々が入手して客観的な分析を基にこの問題にトライしていくというふうに申し上げました。

○吉川沙織君 まあ、この国は市場経済ですから、事業者が、適正な、公正な競争環境を政府がつくって、この料金に關しては公定価格ではありませんので、そこは是非改めて強く認識をしていたいただきたいと思ひますし、いろんなニーズがお客様、国民の皆様にあると私は思っています。

例えば、とにかく安い方がいいですか、機器

に慣れていないので手厚いサポートを受けたいとか、災害時にも強く、できるだけ早く復旧する方がいいとか、誰も、全ての皆さんが低廉化低廉化というわけでない。この消費者の実態をある程度広く捉まえて、様々な選択肢が用意されることこそが、私は、総務省がこれまで志向してきた新規参入の促進、それから事業者乗換えの円滑化、そして分かりやすい料金体系の提示だと思っていますので、そこはこれからも見ていきたいと思いません。

私、冒頭、統計委員長の談話を引用させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響によつて、この困難な状況だからこそ統計の重要性は一層高まっているということ、そして、政府は証拠に基づき政策立案、E B P Mを掲げているということを冒頭に申し上げました。

今回取り上げました事案というのは、福祉行政報告例、これ厚生労働省の一般統計調査です、それから防災行政無線の整備率の問題、それから内閣府令の九十六か所の残念ながら誤り、そして法務省の公文書管理の在り方等取り上げてまいりましたけれども、これらに多くの課題があるということはやっぱり否定し難い事実だと思います。

国民、立法府に対して行政がしっかりと説明責任を果たしていただくとともに、記録を残し、正確な情報提供が行われているか否か、行政の信頼性

獲得するための取組を行政監視機能を有するこの立法府の側からしっかりとこれからもチェックし続けるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。